

事 務 連 絡

令和 5 年 4 月 28 日

各 位

国土交通省自動車局

基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限、
業種別ガイドライン等の取組の廃止に当たっての留意事項について

昨日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を5月8日に廃止することとなりました。これに伴い、基本的対処方針に基づく、イベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組は廃止となりますが、廃止に当たっての留意事項につき、内閣官房より各府省庁等に対して別添により通知がありました。

つきましては、貴会におかれましては、別添「(事務連絡) イベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組の廃止に当たっての留意事項について」(令和5年4月27日)を傘下会員に対し周知・情報提供をお願いいたします。

(別添) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡

「イベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組の廃止に当たっての留意事項について」